

第 1 2 回 定 例 総 会
議 事 録

期 日

令和 6 年 7 月 1 6 日 開 会

令和 6 年 7 月 1 6 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

令和6年7月16日（火）午前9時30分 米沢市農業委員会第12回定例総会を米沢市役所庁議室に招集した。

出席委員（18名）

1 番	小関善隆	委員	8 番	樋渡由美	委員	1 5 番	長谷部吉雄	委員
2 番	我彦正福	委員	9 番	高山吉典	委員	1 6 番	相田市三郎	委員
3 番	山王堂民榮	委員	1 0 番	遠藤伊一	委員	1 8 番	鈴木晃子	委員
4 番	佐藤政和	委員	1 1 番	江口益美	委員	1 9 番	桐澤林右衛門	委員
5 番	宮崎雅文	委員	1 2 番	橋本政美	委員			
6 番	木村彰博	委員	1 3 番	古畑功一	委員			
7 番	鈴木和義	委員	1 4 番	佐藤利夫	委員			

欠席通告委員（1名）

1 7 番 伊藤俊浩 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（なし）

会議に出席した事務局職員（6名）

事 務 局 長	柴 倉 和 典
事務局長補佐兼農政振興主査	根 津 正 孝
農 地 主 査	宮 原 功
主 査	丸 田 淳
主 査	瀧 口 圭 史
主 任	須 貝 祐 太

会議に付議した事項

1. 提出議題

- | | |
|------|--------------------------------|
| 報第1号 | 非農地証明の報告について |
| 報第2号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について |
| 議第1号 | 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について |
| 議第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議第5号 | 農用地利用集積計画について |

2. その他

開 会 午前9時30分

根津補佐 これより第12回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、「農業委員会憲章」の唱和を13番 古畑功一委員のご発声にて
よろしく願いいたします。

(唱和)

根津補佐 ありがとうございます。それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長 おはようございます。

なかなか梅雨明けもしないということで、毎日雨が降っているわけであり
ますけれども、今、大豆の中耕とかいろいろやる時期であります。なかなか
作業がはかどらないのではないかと思います。

さて、農業委員会の視察研修がありました。長野県と山梨県ということで、
長野県の農業試験場、あと集落営農、あるいは法人の、長野の八ヶ岳山麓と
いうところにあるエナジーという法人を研修をしたところでありました。参
加された委員は大変ご苦労さまでございました。大変ためになった研修であ
ったと思います。

しかしながら、農業委員、推進委員35名中21名しか出席がなかったと
いうのは大変残念なことでございます。視察研修であり、慰労、普通の旅行
ではありませんので、業務の中の研修なので、3年に1回、市の予算で行う
研修であります。参加するのが基本であります。農業委員会の様々な会の研
修についても出席するのが基本であります。それが報酬を頂いて、ちゃんと
その役目の中で行わなければならない一つの職務だと考えておるところであ
ります。それが35名中21名しか出席しないとなれば、市当局においても
「必要のない研修ではないのか」と、半分近く出席しないような研修は予算
要望してもそういうことを言われる可能性もあると。3年に1回であります
ので、これは3年間の中でちゃんと決まった研修ということでもありますので、
冠婚葬祭、あるいは病気とかやむを得ない理由については仕方ありません
けれども、ただ仕事が忙しかったから、勤めているからという理由で行かな
いとなれば、いろんなことができなくなるということでもありますので、基本
的には全て農業委員会のものについては出席が基本でありますので、それ
については考えていただきたいと思います。

話はちょっと変わりますが、この間の新聞に早場米の仮渡金のことが出て
おりました。1俵19,000円だそうですけれども、米不足というところ
でスポット買いが生じていて、早く米を、新米を集めたいということで高値
がついているということではありますが、多分今年の仮渡金については高くな
るのではないかなと思います。それも法外な値段かどうか分かりませんが、

そういう状況が発生しているということであるようであります。

本日は長くかからないと思います。ひとつよろしくお願いをしたいと思えます。以上であります。

根津補佐

ありがとうございました。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

それでは、私のほうで議事の進行をさせていただきます。

米沢市農業委員会会議規則第3条の規定による本日の欠席通告委員は17番 伊藤俊浩委員1名であります。19名中18名の出席であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第12回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、6番 木村彰博委員、7番 鈴木和義委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

根津補佐

(挙手)

議 長

根津補佐。

根津補佐

議案書の訂正等はございません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地について、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明しましたので報告します。

受理番号5号から8号の計4件で、証明しました地目別の筆数及び地積は、田1筆 54.00㎡、畑4筆 983.00㎡、合計5筆 1,037.00㎡です。

受理番号5号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、平成13年頃です。申請理由は、平成13年頃より住宅敷地として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号6号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は、昭和59年頃です。申請理由は、昭和59年頃に転居して以降耕作しておらず、非農地化しているためです。

受理番号7号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は、平成7年頃です。申請理由は、平成7年頃より住宅敷地の一部として利用しており、非農地化しているためです。

受理番号8号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は、昭和45年頃です。申請理由は、昭和45年頃より住宅敷地として利用されており、非農地化しているためです。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査
議 長
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分しましたので報告します。

1. 米沢市農業委員会総会における農地転用許可案件。令和6年6月17日開催の第11回米沢市農業委員会定例総会で審議されました農地法第5条第1項の案件について、受理番号第8号は一般社団法人 山形県農業会議の常設審議委員会に関わるものなので、許可相当と認める旨の答申書の日付に合わせて許可する必要があります。よって、常設審議委員会からの答申書が令和6年6月19日付であることから、下記の日付で許可しました。受理番号8号 事業者 ○○○○の1件、許可日 令和6年6月19日。

以上、よろしく申し上げます。

議 長
全 委 員
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。

議案の内容について事務局の説明を求めます。

丸田主査

(挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、その確認を得るため委員会に付議いたします。

受理番号26号の計1件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田のみ3筆 2, 702.00㎡です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号12号から16号の計5件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田14筆 26, 185.00㎡、畑20筆 7, 967.99㎡、合計34筆 34, 152.99㎡です。

受理番号12号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための賃貸借です。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営移譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号15号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

受理番号16号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望のための売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

それでは、受理番号12号から16号を上程いたします。

初めに、12号。

19番

(桐澤林右衛門委員 挙手)

議 長

桐澤委員。

19番

19番 桐澤です。

7月1日に現地確認、そして渡人、受人の○○さんと△△さんの話を聞きました。土地の購入の場所は、ちょうど△△さんのうちの前です。それで今現在、△△さんは畑50アール程度をやっていますが、これからも面積を増やして畑をやりたいということです。

以上、よろしくご審議お願いします。

議 長

それでは、13号。

13番

(古畑功一委員 挙手)

議 長

古畑委員。

13番

13番 古畑です。伊藤俊浩委員の案件なんですけれども、今日欠席ですので、私が代わって説明させていただきます。

△△△△さんは建築課の職員なんですけれども、キュウリ、ナス等を耕作したいという要望があり、吉田推進委員の家の隣ということで相談した結果、今回の土地を紹介してもらったわけです。家庭菜園の経歴が5年以上あるということと、農業への意志が強いというものですから、伊藤俊浩委員も問題ないということですので、よろしくご審議お願いしたいと思います。

議 長

それでは、14号。

16番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

16番

16番の相田です。受理番号14号の調査結果を報告いたします。

申請人、土地の表示は記載のとおりでございます。6月24日に申請人の○○○○さんと△△△△さん宅を訪問してお話を聞いてきました。経営移譲年金のために使用貸借の再設定ということでしたので、2人は親子でありますので、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長

それでは、15号。

9番

(高山吉典委員 挙手)

議 長 高山委員。

9 番 9 番 高山です。受理番号15号について説明いたします。

〇〇〇〇さん、△△さんは兄弟間であります。6月26日に2人と電話しまして、内容は記載のとおりで、問題ありません。次の日、△△△△さんとお会いしまして、こちらも確認してまいりました。家庭菜園を行いたいということでした。問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 続いて、16号。

1 3 番 (古畑功一委員 挙手)

議 長 古畑委員。

1 3 番 13番 古畑です。受理番号16号についてご説明いたします。

申請人、土地の表示は記載のとおりです。6月28日、受人の△△さんとお話をしまして、△△さんが〇〇さんの土地をずっと今まで作っていたんですけれども、そろそろ買っていただきたいという話になりまして、買うことになったみたいです。△△さんはこのとおりずっとやっていますので、問題ないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 それでは、ただいまの受理番号12号から16号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号12号から16号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第4条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めため委員会に付議します。

受理番号3号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ1筆 989.00㎡です。

受理番号1号 申請人 〇〇〇〇、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は農業用施設及び駐車場の建設です。こちらは集落接続の1種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いします。
それでは、受理番号3号を上程いたします。

7 番 (鈴木和義委員 挙手)

議 長 鈴木委員。

7 番 鈴木です。

許可申請の内容についてはこの議案書のとおりで、現地の場所ですが、下新田、おいたまの郷の線路を挟んで大体向かい側になります。稲荷神社のすぐそばになります。地目は畑なんですけど、暗渠等の整備もなっているんですけども水はけが悪いということで、ここ何年か作付はなされていなかったようです。今回、作業場といいますか車庫の建設ということで、農作業用の車庫ということで申請がありましたので、よろしくをお願いします。

議 長 それでは、ただいまの受理番号3号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号3号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査 (挙手)

議 長 瀧口主査。

瀧口主査 議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。下記の土地について、農地法第5条第1項の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号9号の計1件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ2筆 1, 434.00㎡です。

受理番号9号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、重機置場の造成のためです。こちらは都市計画法の用途地域内の3種農地です。

以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果について報告をお願いいたします。

それでは、受理番号9号を上程いたします。

5 番 (宮崎雅文委員 挙手)

- 議 長 宮崎委員。
- 5 番 5 番 宮崎です。今回、5 条の申請による受理番号 9 号の調査結果を報告させていただきます。
- 申請人、受人、また住所については記載のとおりとなっております。受人の△△△△さんですが、株式会社〇〇〇〇の役員でいらっしゃいまして、No. 9 の地図をご覧くださいと思います。申請地の東側にご自身の併用地をお持ちでございまして、それを使って今回、〇〇さんの土地を所有権移転されて重機置場を造成したいという計画でございまして、7 月 5 日に私、現地を調査してまいりまして、担当行政書士の△△さんとお話を伺いました。申請のとおりでございまして、現在は畑になっておりますが、休耕という状況でございまして、草もかなり生い茂っているような状況でございました。周辺農地への影響もないかと思われまます。事前着工もございませんでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 それでは、ただいまの受理番号 9 号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号 9 号について、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、は議案書のとおり許可することに決定いたしました。
- 次に、議第 5 号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。
- 議案の内容について、事務局の説明を求めます。
- 須貝主任 (挙手)
- 議 長 須貝主任。
- 須貝主任 議第 5 号 農用地利用集積計画について。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により委員会に付議いたします。
- 受理番号 1 号から 8 号の計 8 件です。内訳は、貸借権の再設定が 8 件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田 3 4 筆 7 1, 7 0 7. 0 0 m²、畑 1 筆 1, 1 4 5. 0 0 m²、合計 3 5 筆 7 2, 8 5 2. 0 0 m²です。
- 受理番号 1 号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
- 受理番号 2 号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。
- 受理番号 3 号 貸人 〇〇〇〇、借人 △△△△、土地の詳細につきましては

ては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借権の再設定です。

なお、本件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から8号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、議第5号 農用地利用集積計画について、は議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定をいたしました。

以上で1の提出議題についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移りますが、皆様から何かご発言等はございませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、2のその他を終了し、以上で本日の第12回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 午前10時00分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和6年7月16日（火）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

木村 彰博

議事録署名委員

鈴木 和義